

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人労働政策研究・研修機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成30年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、電気の供給を受ける契約については、1年間の契約期間で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を交わすべく官報及び当機構ホームページ上で入札公告を掲示して、一般競争入札により、契約を交わした。

また、自動車の賃貸借に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約及び建築物に関する契約には、該当がなかった。

2. 環境配慮契約に係る事項

（1）電気の供給を受ける契約

上記1のとおり、環境配慮契約に基づく電気の供給を受ける契約の一般競争入札を実施し、日立造船株式会社と契約を交わした。

（2）自動車の賃貸借に係る契約

自動車の新規購入（交換）及び賃貸借の契約については、該当がなかった。

3. その他環境配慮契約に係る事項

上石神井事務所1階の空調機更新工事を行い、エネルギー効率に優れたビル用マルチエアコンに更新した他、同事務所1階、地下1階の照明設備をLED照明に改修し、節電、環境配慮を意図した調達に努めた。

また、環境配慮契約を推進するための機構における体制として、環境物品等の推進に関する基本方針に基づき設置された「労働政策研究・研修機構グリーン調達推進体制」を活用することとしている。